利用者負担額(保育料)について

- ・令和7年度の保育料は、4月分から8月分までは令和6年度の市民税所得割の額によって、9月分以降 は令和7年度の市民税所得割の額によって決定します。市外から岩倉市への転入などで課税情報を 確認できない場合は、市町村民税が確認できる資料を入園決定後に提出していただく場合がありま す。
- ・保育料は、毎月、その月分を月末までに納付していただきます。納付は口座振替により行います。入園 決定後に口座振替依頼書をお渡ししますので、提出をお願いします。
- ・保育園と認定こども園の保育料は同じですが、保育料の納付先については、公立保育園、こどもの森 保育園は岩倉市へ納めていただき、認定こども園、小規模保育所は各園へ納めていただきます。

【0~2歳児】

利用者負担額(保育料)月額表

(単位:円)

			0-2 歳児			
階層区分					ひとり親世帯等	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間
			(8H)	(11H)	(8H)	(11H)
第1	生活的	呆護	0	0	0	0
第 2	市民税非課税		0	0	0	0
第 3	市民和	说:均等割のみ	6, 500	6, 800	2,750	2, 900
第 4	市民税所得割の額	5,000 円未満	7,600	7, 900	3, 300	3, 450
第 5		25,000 円未満	9,000	9, 400	4,000	4, 200
第 6		48,600 円未満	10,000	10, 400	4, 500	4, 700
第7		51,000 円未満	10, 100	10, 500	5, 050	5, 250
第8		58,000 円未満	12,000	12, 500	6,000	6, 250
第 9		67,000 円未満	14, 300	14, 900	7, 150	7, 450
第 10		77, 101 円未満	18, 600	19, 400	9,000	9,000
// 10		85,000 円未満			18,600	19, 400
第 11		103,000 円未満	24, 600	25, 700	24, 600	25, 700
第 12		121,000 円未満	31,000	32, 400	31,000	32, 400
第 13		139,000 円未満	38, 200	39, 900	38, 200	39, 900
第 14		157,000 円未満	42,800	43, 700	42,800	43, 700
第 15		169,000 円未満	43, 500	44, 400	43, 500	44, 400
第 16		211,000 円未満	46,000	48, 100	46,000	48, 100
第 17		256,000 円未満	49, 700	52,000	49, 700	52,000
第 18		301,000 円未満	51, 400	53, 700	51, 400	53, 700
第 19		301,000 円以上	53, 700	56, 200	53, 700	56, 200

- ☆ 年齢は令和7年4月1日現在とします。その年齢は令和7年度中に限り変更しません。
- ☆ 4月分から8月分までは令和6年度市民税所得割の額、9月分以降は令和7年度市民税所得割の額の父と 母の合計額で算定します。
- ☆ 住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等を行う前の税額を使います。
- ☆ 子どもが2人以上いる世帯の負担軽減について
 - ○第3階層~第8階層のうち市民税所得割の額が57,700円未満の世帯 年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目は0円となります。(年齢制限はありません。)
 - ○第8階層のうち市民税所得割の額が57,700円以上の世帯~第19階層 幼稚園、保育園、認定こども園等を同時に利用する最年長の子ども(小学校就学前)で年齢が高い方から数えて2人目は半額、3人目以降については0円となります。
 - ○18歳未満の子どもが同一世帯に3人以上おり、そのうち3歳未満の子どもが1人以上いる世帯 年齢が高い方から数えて3人目以降の3歳未満児について、市民税所得割の額が 97,000 円未満の世帯は0円、同 301,000 円未満の世帯は半額となります。

-令和7年10月~ **<軽減対象が、3人目以降→2人目以降に広がります>**

- ○18歳未満の子どもが同一世帯に<u>2人以上</u>おり、そのうち3歳未満の子どもが1人以上いる世帯 年齢が高い方から数えて<u>2人目以降</u>の3歳未満児について、市民税所得割の額が 97,000 円未満の世 帯は0円、同 301,000 円未満の世帯は半額となります。
- ☆ ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、第3階層~第10階層のうち市民税所得割の額が 77,101 円 未満の場合は減額があります。なお、ここに該当する世帯で子どもが2人以上いる場合は、第2子以降は0 円となります。年齢制限はありません。

【3~5歳児】

- ☆ 3歳児から5歳児までの子どもの保育料は無償です。
- ☆ 通園送迎費、給食の主食にかかる主食費、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食費)、行事費などは保護者の負担になります。ただし、以下の場合は給食費が免除されます。
 - ○保護者の市民税所得割の額が 57,700 円未満の世帯 (ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は 77,101 円未満)
 - ○小学校就学前の児童で年齢が高い方から数えて第3子以降に当たる児童
- ※令和7年度の給食費は、公立保育園は5,600円(副食費4,800円+主食費800円)です。
- ※公立保育園の給食費の金額について、物価高騰等の影響により、今後変更になる可能性があります。
- ※私立認定こども園については各施設での設定金額となりますので各施設にお問い合わせください。